

## 一般社団法人 日本動物病院マネジメント協会 入会及び退会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本動物病院マネジメント協会(以下「当法人という。」)の定款第5条及び第7条の規定に基づき、当法人の入会及び退会の手続きに関し、必要な事項を定める。

### (会員の種別)

第2条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 動物病院に勤務し、当法人の目的に賛同し会費を納入した個人。
- (2) 病院会員 正会員として入会を希望する動物病院または動物病院に勤務する個人。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し会費を納入した個人又は団体。

### (入会手続)

第3条 当法人の会員として入会しようとする者は、会員入会申込書(第1号書式)で会長に申し込み、その承認を得るものとする。正会員は、社員総会において別に定める会費を納めたとき、当法人の会員となる。

### (入会決定)

第4条 会長は、入会の可否を決定したときは、入会決定通知書(第2号書式)により、入会申込者に通知しなければならない。

### (会員名簿)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿(第3号書式)に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報について、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取扱わなければならない。

### (退会)

第6条 会員は、当法人退会届(第4号書式)で届け出ることにより、任意に退会することができる。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

### (附則)

第3条及び第4条の規定は、設立時社員には適用しない。

### (付記)

平成26年8月6日 制定